

# 「建設業許可の手引(Ver.11.1)」を改訂しました。 改訂点は以下のとおりです。

## 1 主な改訂箇所

### ○現在の常勤性確認書類の変更について(手引180ページ)

- ・健康保険被保険者証は令和7年12月1日の申請まで有効です。
- ・国民健康保険証については、令和7年7月31日に有効期間が終了しているため、使用不可となります。
- ・「標準報酬決定通知書」、「法人税確定申告書」、「賃金台帳」、「源泉徴収簿」等で確認する場合、著しく低い報酬・賃金(月額12万円を目安)の方については、常勤として認められません(正当な理由がある場合を除く。)
- ・所得税確定申告書について、被雇用者の場合は「第一表」、「第二表」及び「決算書」が必要です。
- ・賃金台帳、源泉徴収簿等は個人事業主は非該当となります。

### ○経營業務の管理責任者の経験期間の地位と常勤性について

過去に経營業務の管理責任者として証明されていない方、又は許可通知書により請負実績の証明をする場合には、経験期間の地位と常勤性の確認書類が必要です。

### ○請負実績の確認について

営業所技術者等についても、許可通知書又は申請書等で証明する場合には、175ページ【注15】のとおり取り扱います。(178ページ【注5】に追記しました。)

### ○有資格区分コードについて

一部、実務経験年数に誤りがあったため、修正しました。

### ○様式の変更

様式第17号の2(注記表)において、項目17-3が追加されています。

すべての会社(法人)において記載が必要です。

## 2 その他

建設業許可の手引(Ver.11.1)については、令和7年10月14日以降の申請及び届出から適用します。

## 3 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp